

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月26日認可した。

平成27年1月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湯谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北村菱池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北村地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）嫁坂地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）台尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上岩破地区